

(整理番号 0514)

令和5年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和5年10月5日(木) 9時31分～12時18分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席2人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席2人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長太田委員、部会長代理田島委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張 <金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方> 景気回復の兆しが認められる中、全国4番目に大きい栃木県の自動車産業界に合った労働条件を確保し、自動車産業を持続的に成長発展させていくための優秀な人材を育成する必要性から、地域間格差の是正にも積極的に取り組む。 <金額提示> ①54円引き上げ(労働協約の最低額までの金額。) ②51円引き上げ(連合栃木2023春闘情報の回答集計の300人未満の企業では定昇相当込み賃上げ計8283円であり、これを自動車業界の所定労働日数20.3日、1日8時間の所定労働時間を用いて時給換算したもの)</p> <p>(6) 使用者代表委員の見解及び主張 <金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方> 原材料費及びエネルギーの高騰から中小企業を取り巻く状況が一層厳しさを増し</p>						

ており、諸外国からの影響も受ける中、利益を出すのが困難な状況が続いている。事業の継続と雇用の維持を優先的に考え、賃金改定調査第4表を最も重視する。

<金額提示>

①21 円引き上げ（令和5年賃金改定状況調査結果第4表①の男女計・計・製造業の賃金上昇率2.1%を現行978円にかけたものを四捨五入したもの）

②23 円引き上げ（令和5年賃金改定状況調査結果第4表①の男女計・Bランク・製造業の賃金上昇率2.3%を現行978円にかけて切り上げたもの）

3 その他

次回開催日を確認した。

令和5年10月18日（水）9時30分～

第2回栃木県自動車・同付属品製造業最低賃金専門部会